

練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー
特定事業計画

練馬区環境まちづくり事業本部
都市整備部都市計画課
平成19年2月

目 次

・ 練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー特定事業計画	1
1. 中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想の概要	1
2. 特定事業計画	1
3. 今回策定した特定事業計画	1
・ 道路特定事業計画について	2
1. 道路特定事業計画とは	2
2. 特定経路について	2
3. 都道の整備方針	3
(1) 歩道の整備方針	3
(2) 電線類地中化	4
4. 都道の事業計画等	5
(1) 目白通り	6
(2) 千川通り	7
(3) 補助第133号線	7
5. 区道等の整備方針	8
(1) 歩道の段差解消	8
(2) 電線地中化	8
(3) 誘導ブロックの設置	8
6. 区道等の個別事業計画について	9
(1) 練馬一般区道11-293号線	9
(2) 練馬一般区道11-642号線	10
(3) 練馬一般区道11-619号線	11
(4) 練馬一般区道11-506号線	12
(5) 練馬一般区道11-385号線	13
(6) 練馬一般区道11-206号線	14
(7) 練馬一般区道11-275号線	15
(8) 中村橋駅南口駅前広場	16
(9) 歩行者用通路	17
・ 交通安全特定事業計画について	18
1. 交通安全特定事業計画とは	18
2. 交通安全特定事業計画の策定内容	18
(1) 道路区間ごとの交通安全特定事業計画	18
(2) すべての特定経路に共通して行う交通安全特定事業計画	18
(3) その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項	19
・ 公共交通特定事業計画について	19
・ その他練馬区が実施する関連事業（駅周辺の放置自転車対策） について	19
(1) 放置自転車の撤去と放置自転車禁止区域の拡大	19
(2) 撤去自転車の保管期間の短縮と保管料の改定	20
(3) 自転車誘導員の配置	20
(4) 放置自転車クリーンキャンペーン	20
(5) 今後の取組みについて	20
参考	
・ 地域で話しあった一方通行化の案	21
・ 個別道路の一方通行化について	22

．練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー特定事業計画

1．中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想の概要

平成12年に「高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定され、一定規模以上の駅などを中心とした地区を、バリアフリーを目的として、重点的、一体的に整備を推進するための基本構想を策定できることになった。

これを受けて練馬区では、平成13年度から「福祉のまちづくり総合計画」の策定に向けた取組みの一環として、バリアフリーを進めるモデル地区に西武池袋線中村橋駅周辺を選定し、交通バリアフリー法に基づく「中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」を平成16年6月に策定した。

この基本構想の策定にあたっては、区民の参加による策定懇談会、国や東京都、交通事業者、交通管理者などからなる策定委員会を設置し、中村橋駅周辺でのアンケート調査やまち歩きなどを通して検討を重ねた。その結果、中村橋駅周辺地区の課題として次の3つを重点テーマとしてかかげた。

- < 1 > 自転車対策
- < 2 > 地区内の一方通行化や信号機の設置などの交通規制や道路整備
- < 3 > 都市計画道路補助第133号線の開通にともなう、バリアフリーの視点からのバス停の移設、バスルートの設定

これらの課題に対する具体的な取組みを推進するために、基本構想の検討組織を発展させ、中村橋駅周辺バリアフリー事業化検討推進協議会、3つの重点テーマに対応する検討部会ならびに懇談会を設置し、特定事業計画を検討した。

2．特定事業計画

交通バリアフリー法では、基本構想に即して公共交通特定事業計画（第7条）、道路特定事業計画（第10条）、交通安全特定事業計画（第11条）を策定し、これを実施することとしている。

公共交通特定事業計画は鉄道事業者やバス事業者などの公共交通を担う事業者が、道路特定事業計画は道路整備を担う道路管理者（都道の場合は東京都、区道の場合は練馬区）が、交通安全特定事業計画は交通規制を担う公安委員会が、それぞれ単独または共同して策定するものである。

このため「中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想」の整備目標年次である平成22年に向けて、各事業者は基本構想の重点テーマの解消のため特定事業計画を推進していくこととなる。

また、各事業者は、特定事業計画の実施にあたってバリアフリー実現のために、相互に関連する事業について、連続性や一体性を確保するための必要な措置を実施するよう努めるものとする。

3．今回策定した特定事業計画

今回は、

- < 1 > 道路特定事業計画として、東京都が管理する都道や区が管理する区道等についての計画
- < 2 > 交通安全特定事業計画として、東京都公安委員会が策定した計画
- < 3 > その他練馬区が実施する関連事業として、区が推進をしている放置自転車対策について取りまとめを行った。

なお、**参考**として、住民参加で検討した区道部分の一方通行化案を巻末に載せている。

バス停の移設やバスルートの設定については、今後、「目白通り～千川通り」間の補助第133号線整備の進捗にあわせて、千川通りの暫定的なバス停の位置を検討するとともに、補助第133号線上へのバス停の移設や折り返し場設置、あるいは補助第133号線を使ったバスルートなどの可能性を検討する。将来的に補助第133号線は、千川通り以南が整備されることになるので、このことも視野に入れながら公共交通特定事業計画として取りまとめる予定である。

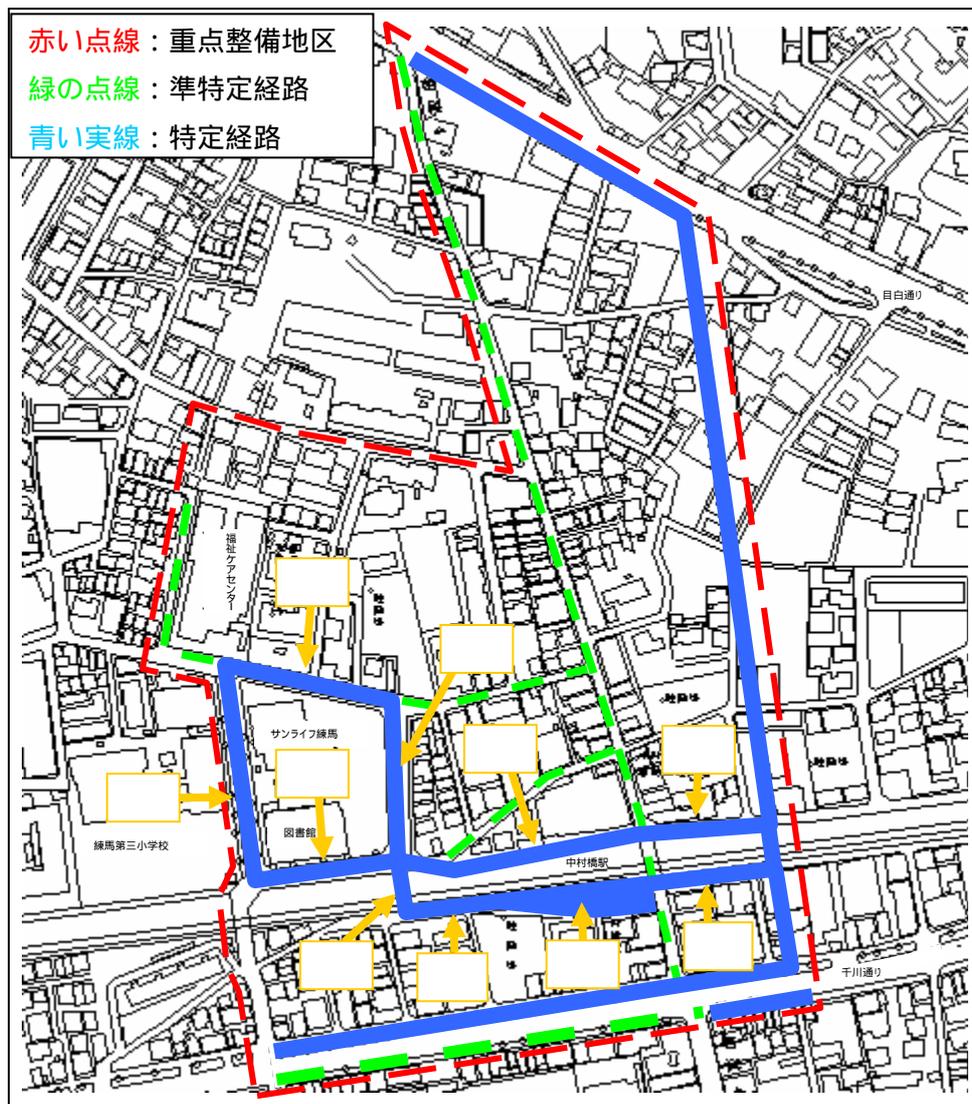
．道路特定事業計画について

1．道路特定事業計画とは

交通バリアフリー法第10条では、道路管理者が基本構想に即した道路特定事業計画を作成するものとしている。このため重点整備地区内で特定経路に指定した東京都が管理する都道や練馬区が管理する区道等について、道路特定事業計画をまとめた。

2．特定経路について

重点整備地区内の特定経路および準特定経路は、下図のとおりである。



3. 都道の整備方針

- ・目白通り
- ・千川通り
- ・補助第133号線

(1) 歩道の整備方針

上記都道の歩道整備等を行う際は、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等を含むすべての都民が、安全でかつ快適に移動ができるようにバリアフリーの視点に配慮し、整備に努める。

また、視覚障害者の通行が多い以下の箇所（区間を含む）の歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導ブロックを設置する。

歩車分離がなされず人や車両等との混合交通になる箇所の直前

階段または急激に縦断こう配が変化する箇所の直前

歩行位置または歩行方向を変更する必要がある箇所

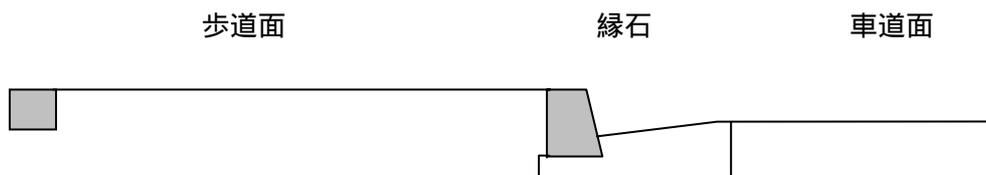
公共交通機関のターミナルの出入口または乗車口

視覚障害者が多く利用する公共施設の出入口

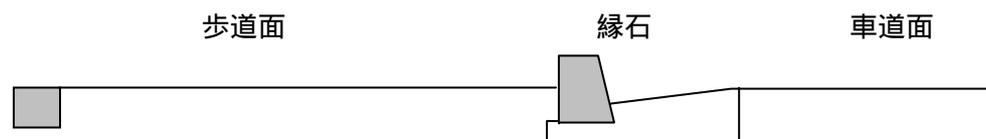
その他、特に視覚障害者の案内誘導を図る必要がある箇所で、誘導ブロックによってその効果があると認められる箇所

歩道形式（一般部）

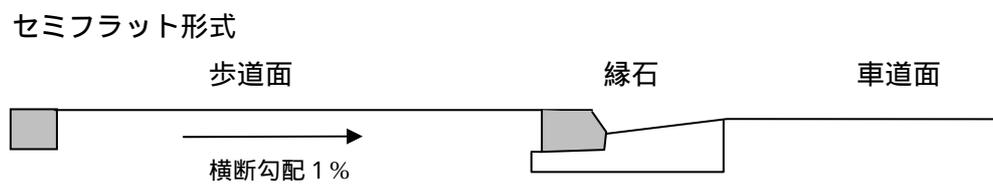
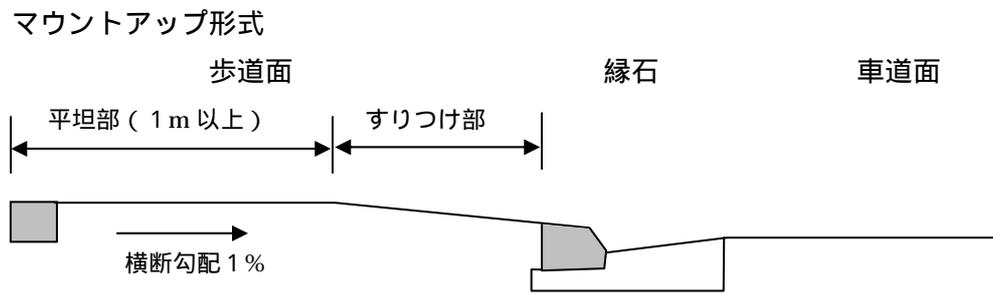
マウントアップ形式



セミフラット形式



歩道形式（民地などへの車両乗入れ部）

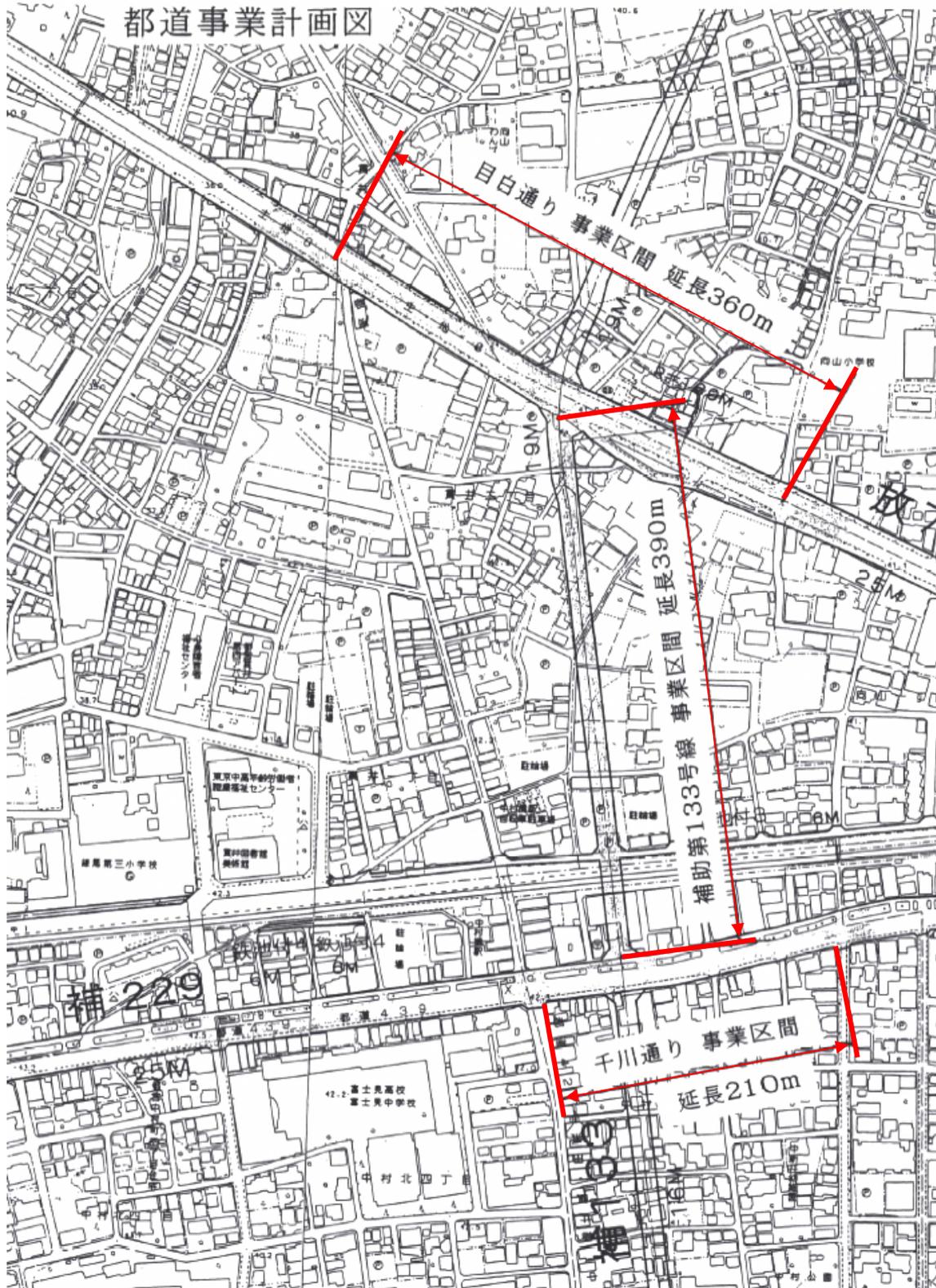


（２）電線類地中化

現在事業中の補助第 1 3 3 号線については、電線共同溝を整備し快適な歩行空間を確保する。

4. 都道の事業計画等

現在事業中の補助第133号線の整備にあわせ、目白通りおよび千川通りについても、補助第133号線との交差点付近の歩道整備を行う。



(1) 目白通り

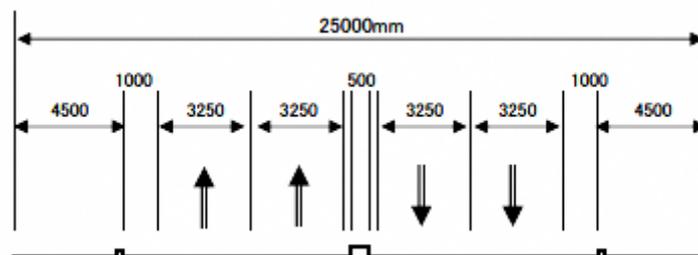
路線名：都道千代田練馬田無線（主要地方道第8号線）

事業区間：練馬区向山一丁目～貫井五丁目

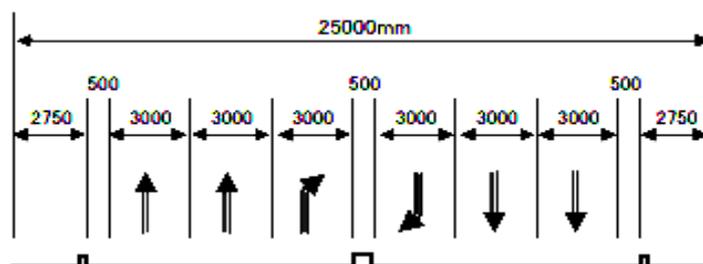
事業内容	事業規模	事業期間	
		着手	完了
交差点改良工事 (補助第133号線交差点)	事業延長 360m 幅員 25m	平成19年度 (予定)	平成19年度 (予定)

標準横断面

一般部



歩道切削部（補助第133号線交差点付近）



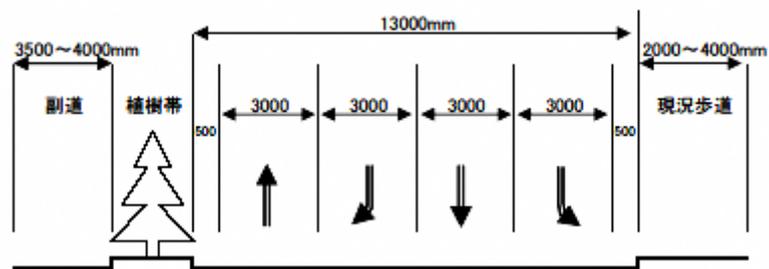
(2) 千川通り

路線名：都道椎名町上石神井線（特例都道第439号線）

事業区間：練馬区中村北三丁目

事業内容	事業規模	事業期間	
		着手	完了
交差点改良工事 (補助第133号線交差点)	事業延長 210m 幅員 23.5~25m	平成19年度 (予定)	平成19年度 (予定)

標準横断面



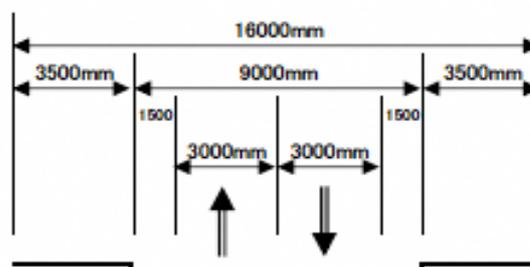
(3) 補助第133号線

路線名：都市計画道路補助第133号線

事業区間：練馬区中村北三丁目～貫井二丁目

事業内容	事業規模	事業期間	
		着手	完了
街路築造工事	事業延長 390m 幅員 16~19m	平成8年度	平成19年度 (予定)

標準横断面



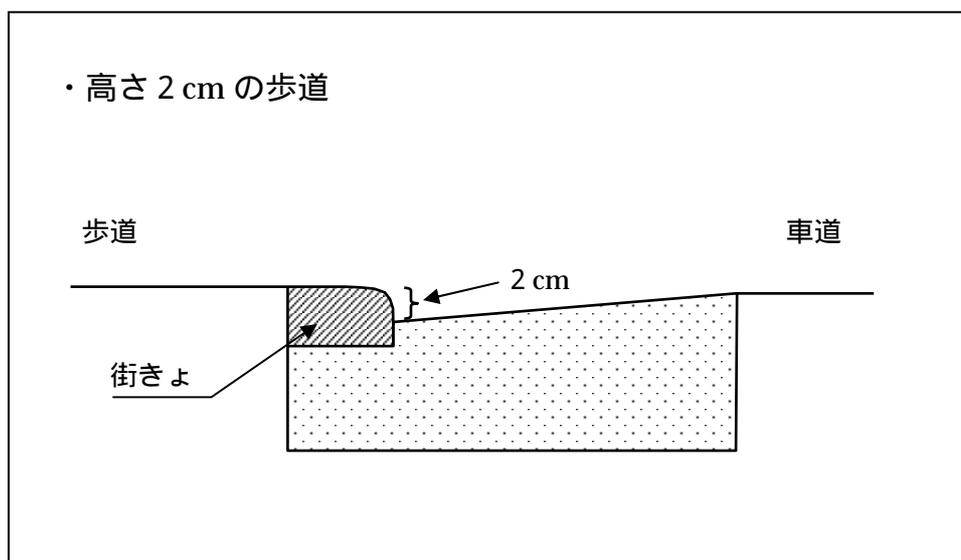
5. 区道等の整備方針

バリアフリーの観点から、歩道の段差解消や電線共同溝の整備による電線類の地中化などを行う。

(1) 歩道の段差解消

平成15年10月から12月までの間、歩道の段差実験を中村橋で行った。この結果として、車椅子利用者には段差が少ないほうがよいという意見が多くあったものの、視覚障害者からは日常生活の経験による個人差があり各段差について顕著な違いは出なかった。総じて段差がないと危険であるとの指摘を受けた。(平成16年3月に土木部がまとめた「歩道段差改良実験報告書」を参照)

そこで区は、東京都道路工事設計基準にある段差2cmの街きよブロックを採用した。



(2) 電線地中化

図書館やサンライフ練馬などの公共施設周辺の道路では、電線共同溝の整備による電線類の地中化を行い、歩行空間を確保する。

(3) 誘導ブロックの設置

視覚障害者が移動しやすいように、誘導ブロックを設置する。設置にあたっては、東京都道路工事設計基準を準用する。色については、他の部分の色と視覚効果が期待できる黄色を用いる。

また、平成17年9月には、中村橋駅北口から貫井図書館および中村橋福祉ケアセンター周辺までを視覚障害者の方と実地踏査し、誘導ブロックの設置位置について検討を行った。

6. 区道等の個別事業計画について

(1) 練馬一般区道11-293号線 (2頁の特定経路図)

路線名：練馬一般区道11-293号線

事業区間：練馬区貫井一丁目1番

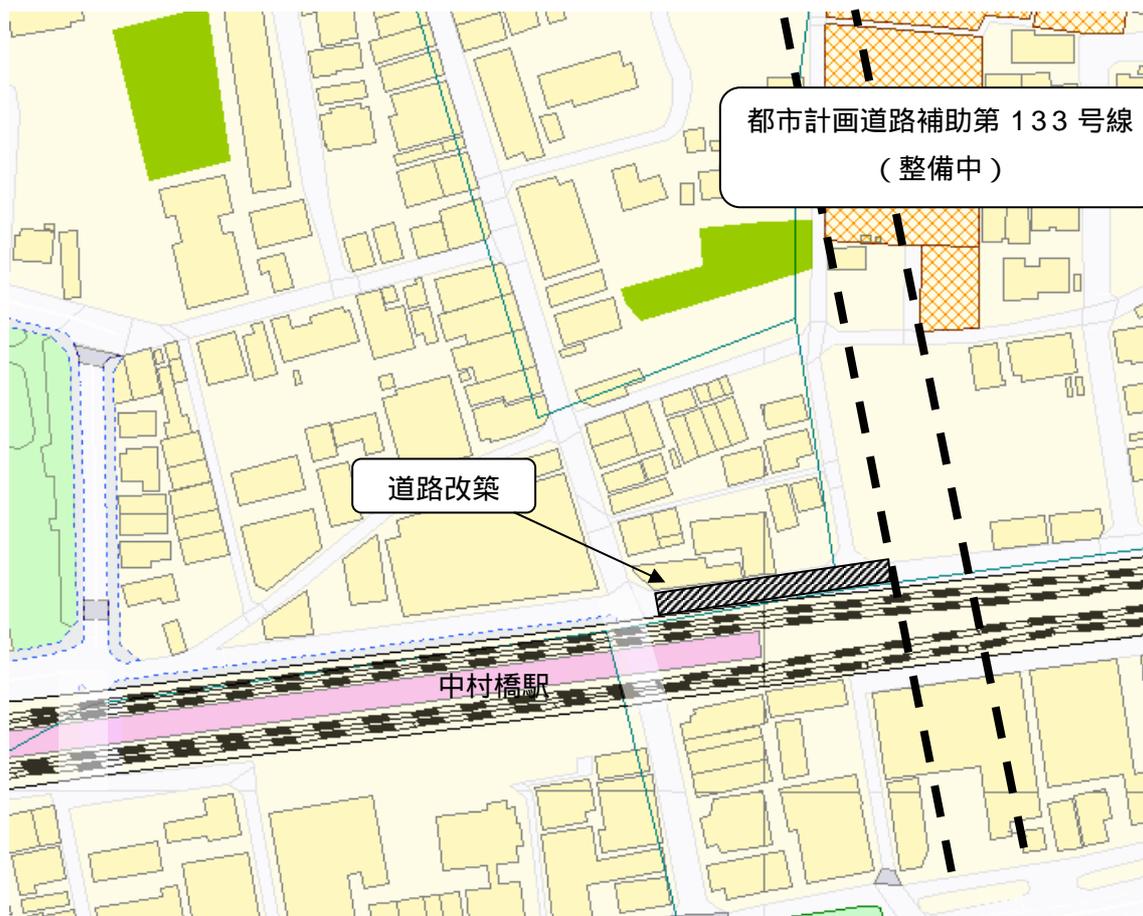
延長：約60m、幅員：6.0m

事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
道路改築	約60m		

都市計画道路補助第133号線の整備にあわせて整備する。

事業計画図



標準断面

整備内容は、地域と協議し決定する。

(2) 練馬一般区道 1 1 - 6 4 2 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 6 4 2 号線

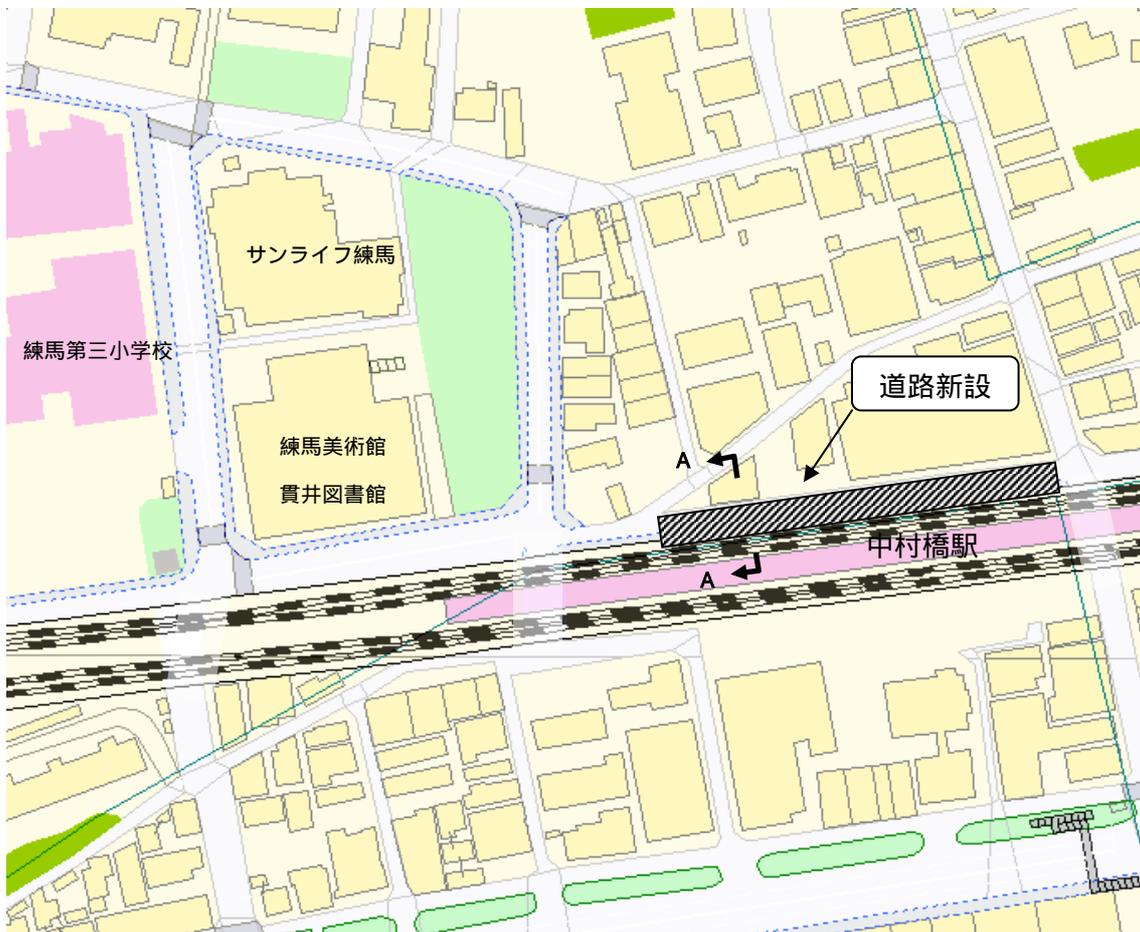
事業区間 : 練馬区貫井一丁目 2 番

延 長 : 9 7 . 3 m、幅 員 : 6 . 0 m

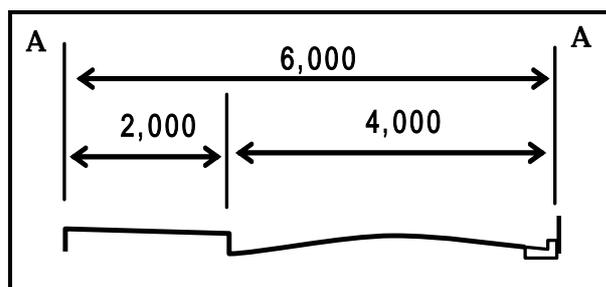
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
道路新設	9 7 . 3 m	平成 1 5 年度	平成 1 6 年度 (整備済)

事業計画図



標準断面図



(3) 練馬一般区道 1 1 - 6 1 9 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 6 1 9 号線

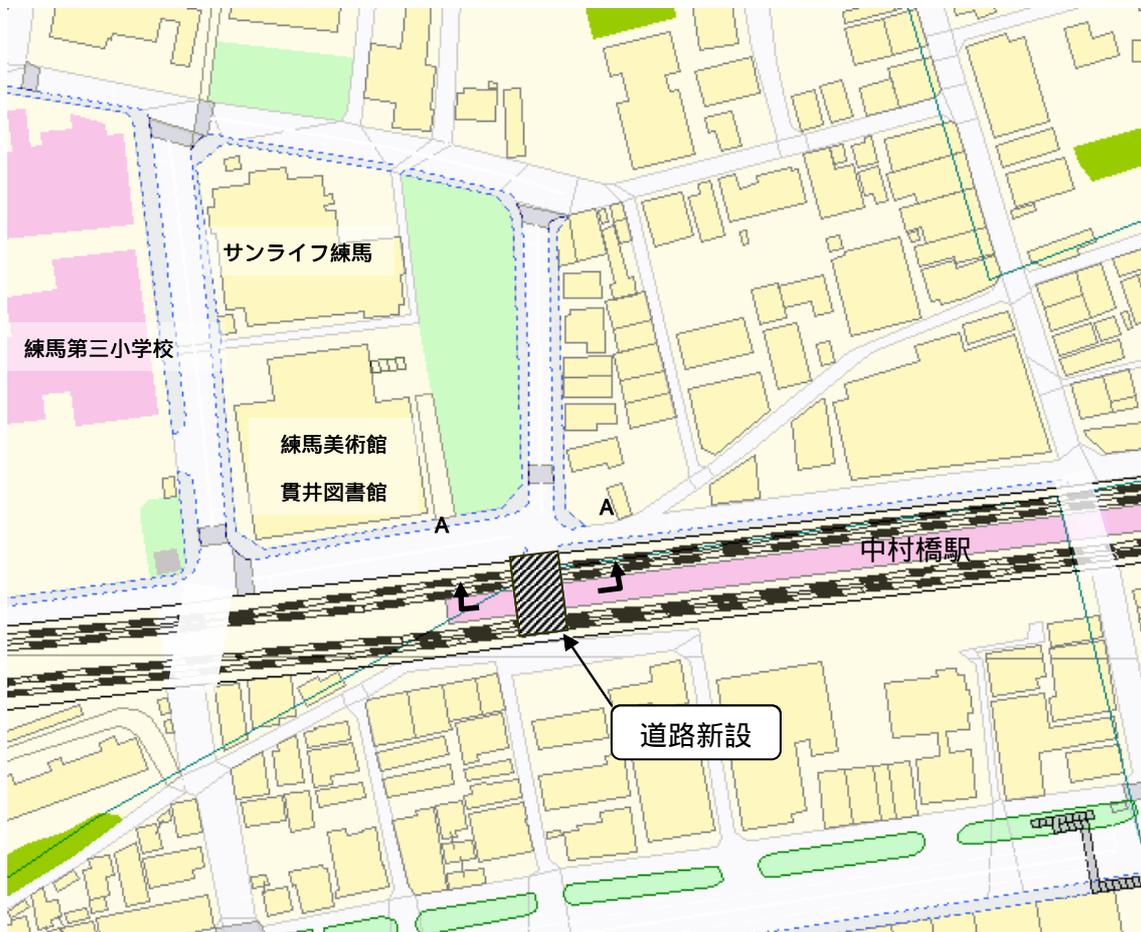
事業区間 : 練馬区中村北四丁目 9 番

延 長 : 2 2 . 9 m、幅 員 : 1 2 . 0 m

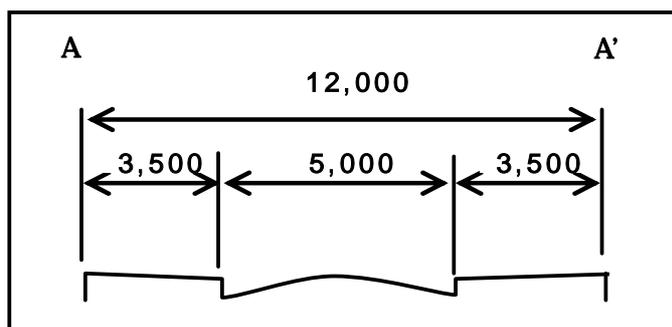
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
道路新設	2 2 . 9 m	平成 1 5 年度	平成 1 7 年度 (整備済)

事業計画図



標準断面図



(4) 練馬一般区道 1 1 - 5 0 6 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 5 0 6 号線

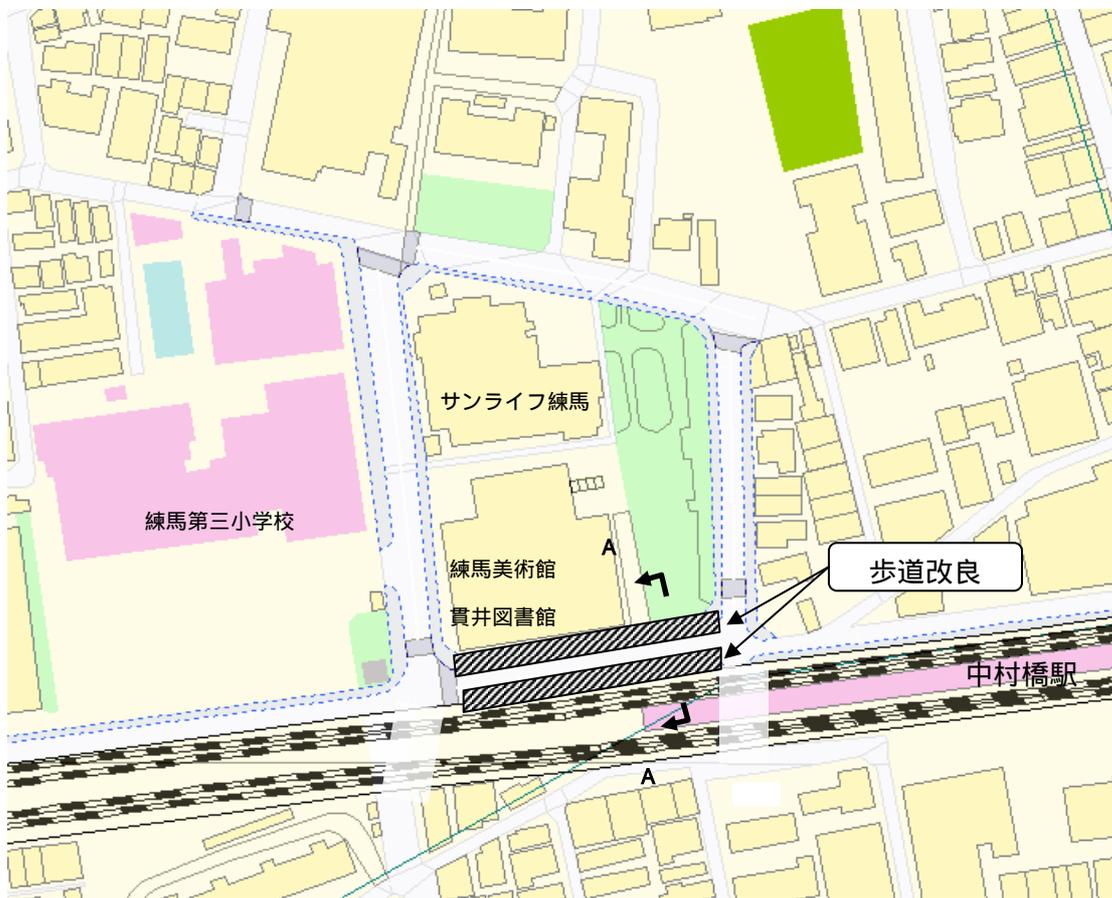
事業区間 : 練馬区貫井一丁目 3 5 番

延 長 : 7 3 . 5 m、幅 員 : 1 2 . 5 m

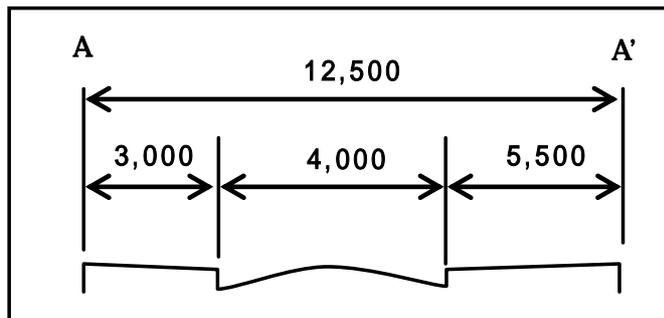
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
歩道改良	1 4 7 m	平成 1 7 年度	平成 1 7 年度 (整備済)

事業計画図



標準断面図



誘導ブロックの設置位置について、視覚障害者の方と検討した。

(5) 練馬一般区道 1 1 - 3 8 5 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 3 8 5 号線

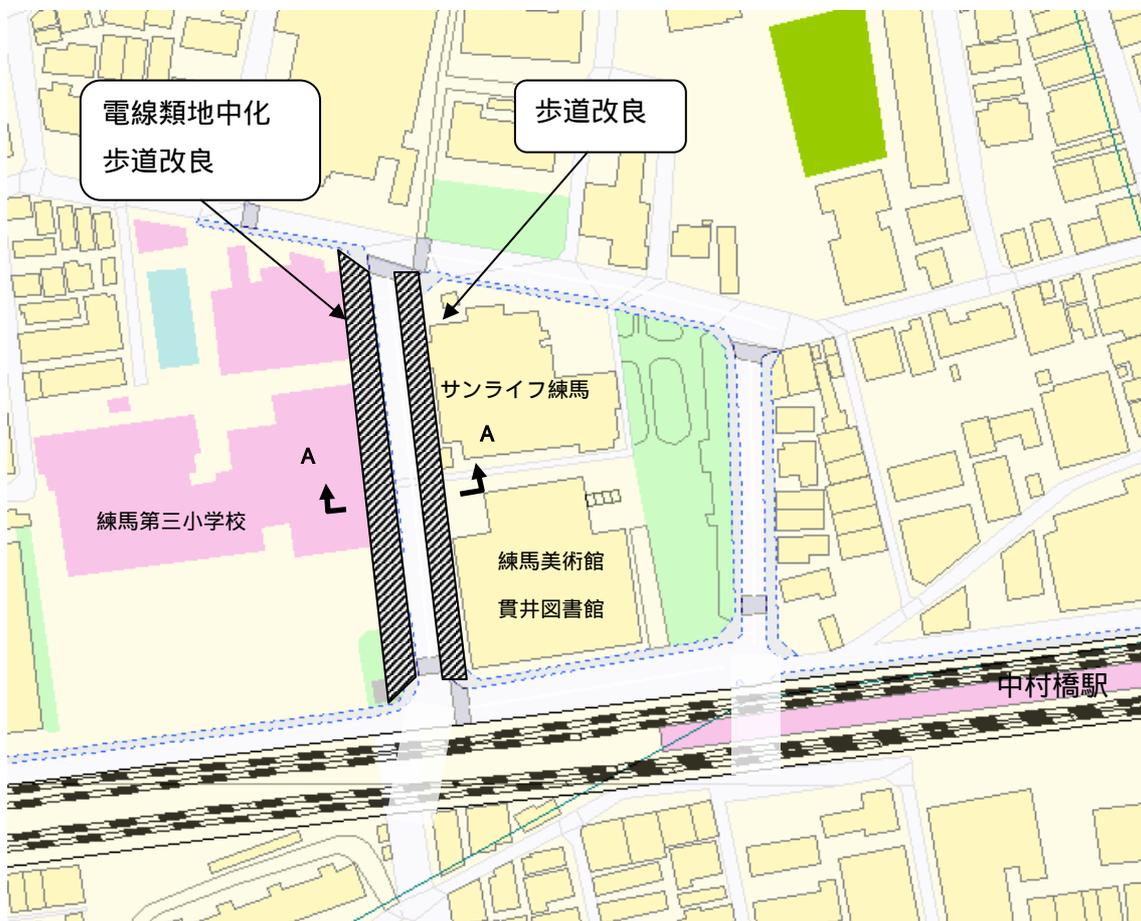
事業区間 : 練馬区貫井一丁目 3 5 番

延 長 : 約 1 0 5 m、幅 員 : 1 3 m

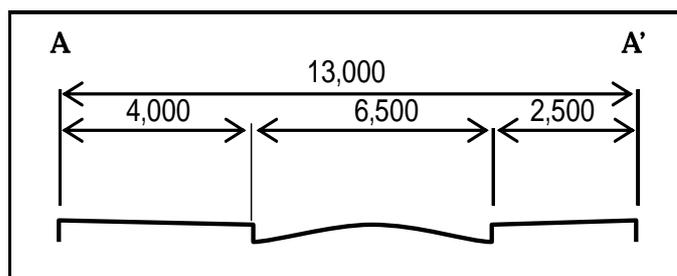
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
電線共同溝	約 1 0 5 m	平成 1 8 年度	平成 2 0 年度
歩道改良	約 2 1 0 m	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度

事業計画図



標準断面 (予定)



誘導ブロックの設置位置について、視覚障害者の方と検討した。

(6) 練馬一般区道 1 1 - 2 0 6 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 2 0 6 号線

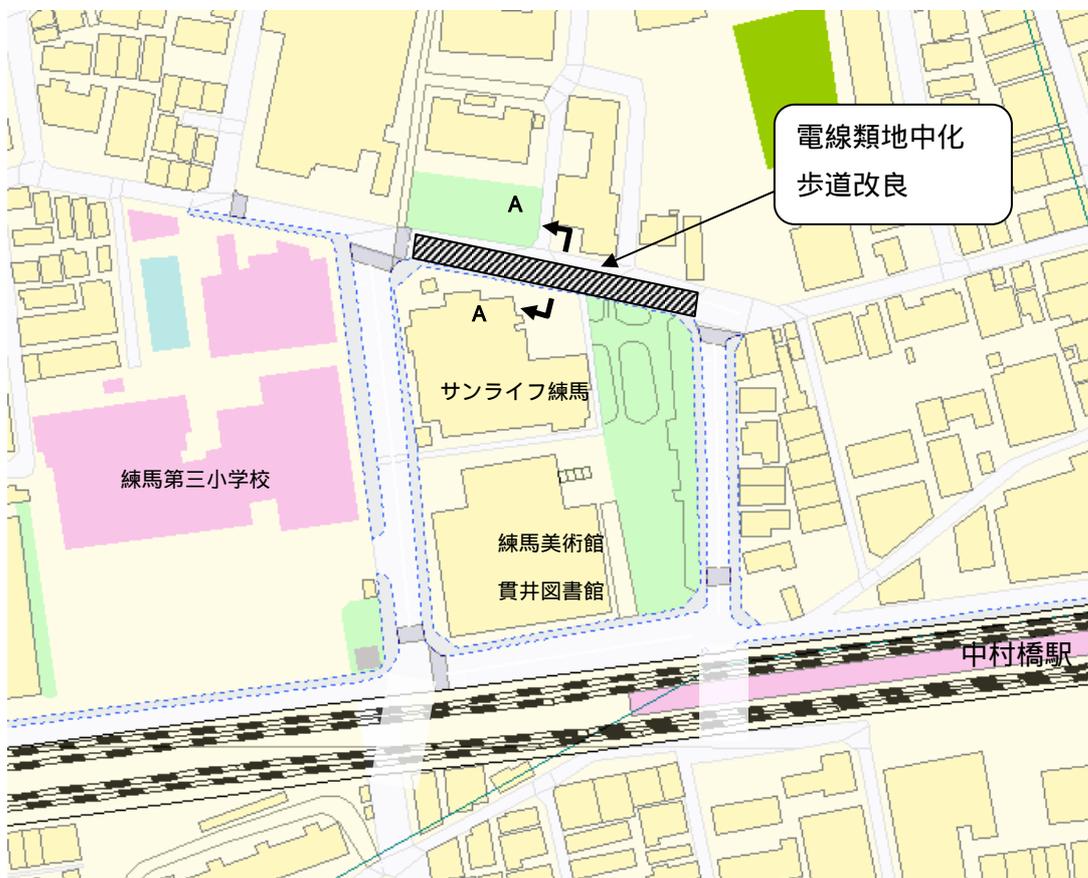
事業区間 : 練馬区貫井一丁目 3 5 番

延 長 : 約 8 0 m、幅 員 : 1 0 . 5 m

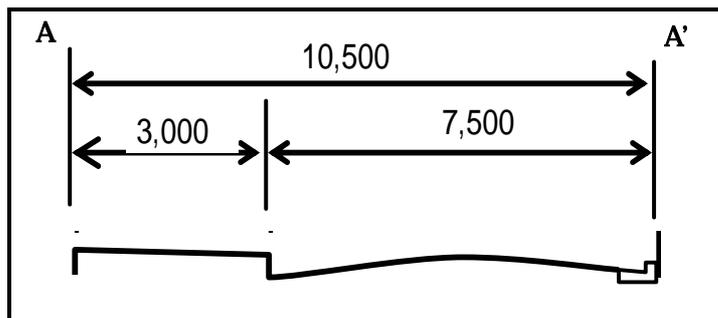
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
電線共同溝	約 8 0 m	平成 1 8 年度	平成 2 0 年度
歩道改良	約 8 0 m	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度

事業計画図



標準断面 (予定)



誘導ブロックの設置位置について、視覚障害者の方と検討した。

(7) 練馬一般区道 1 1 - 2 7 5 号線 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 2 7 5 号線

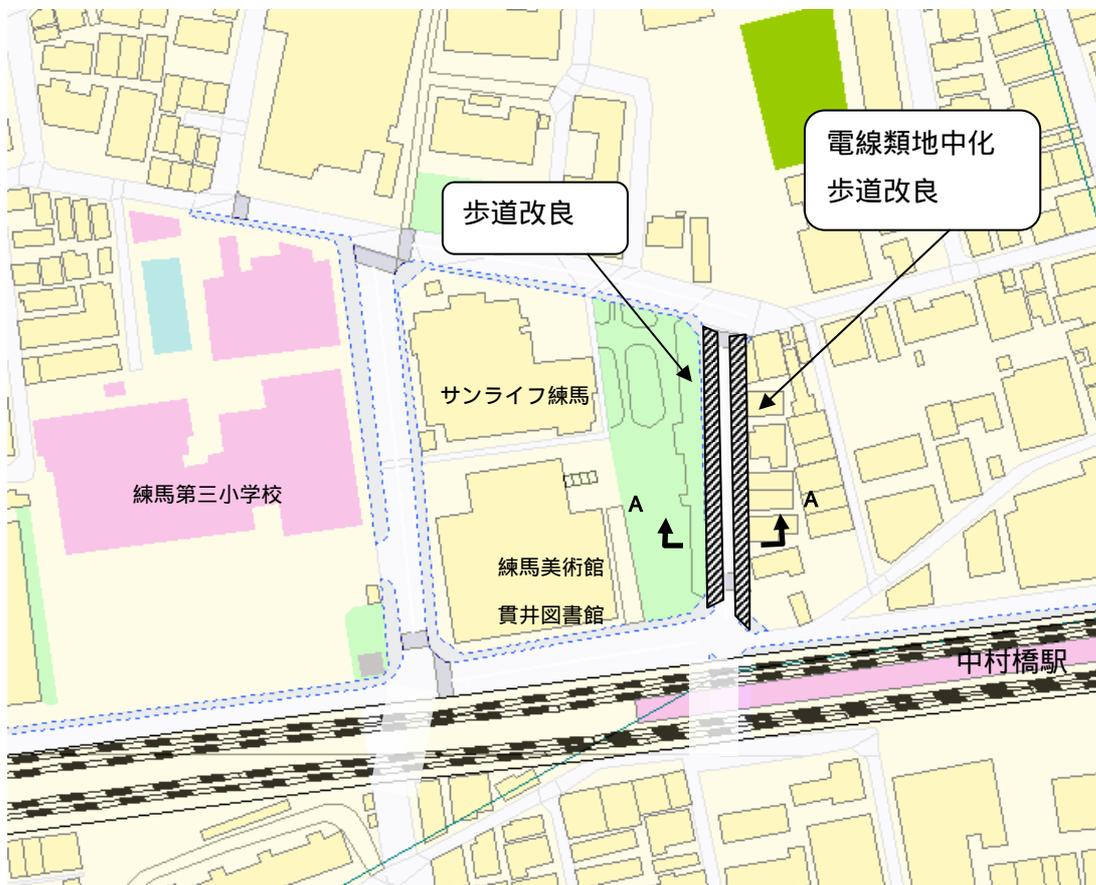
事業区間 : 練馬区貫井一丁目 3 5 番

延 長 : 約 7 5 m、幅 員 : 1 1 . 5 m

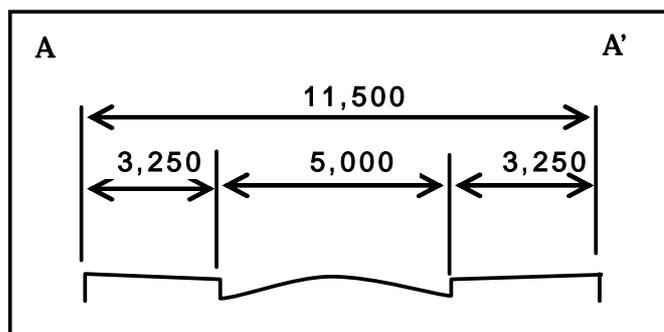
事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
電線共同溝	約 7 5 m	平成 1 8 年度	平成 2 0 年度
歩道改良	約 1 5 0 m	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度

事業計画図



標準断面 (予定)



誘導ブロックの設置位置について、視覚障害者の方と検討した。

(8) 中村橋駅南口駅前広場 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 : 練馬一般区道 1 1 - 6 4 9 号線

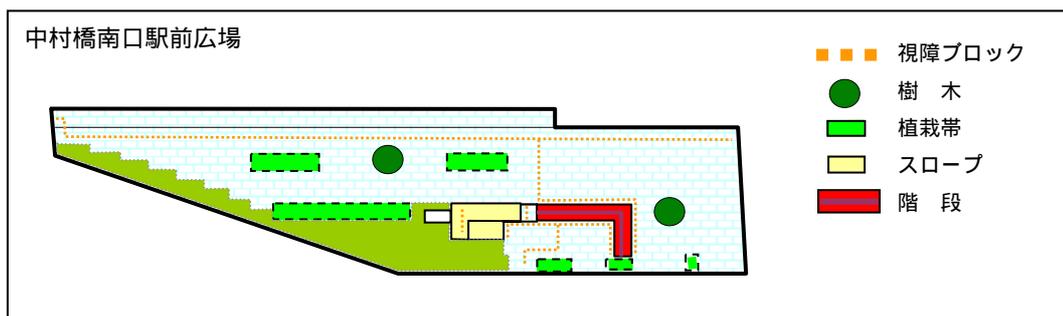
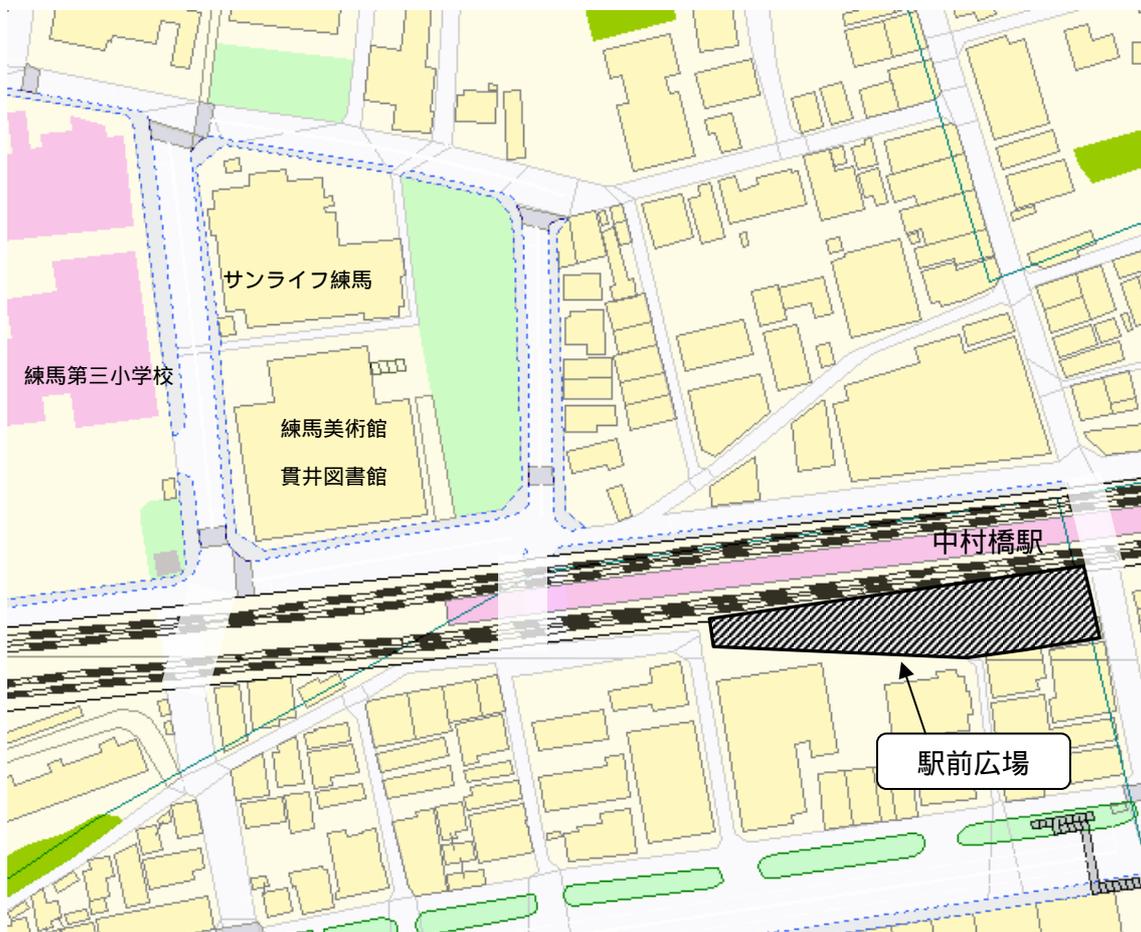
事業区間 : 練馬区中村北四丁目 2 番地内

面 積 : 約 1 , 1 2 0 m²

事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
駅前広場	約 1 , 1 2 0 m ²	平成 1 8 年度	平成 1 8 年度

事業計画図



(9) 歩行者用通路 (2 頁の特定経路図)

路 線 名 :

事業区間 : 練馬区中村北三丁目 2 3 番、中村北四丁目 2 番および 9 番地内

延 長 : 約 4 8 m、幅 員 : 2 ~ 3 m (歩行者用通路 1 号)

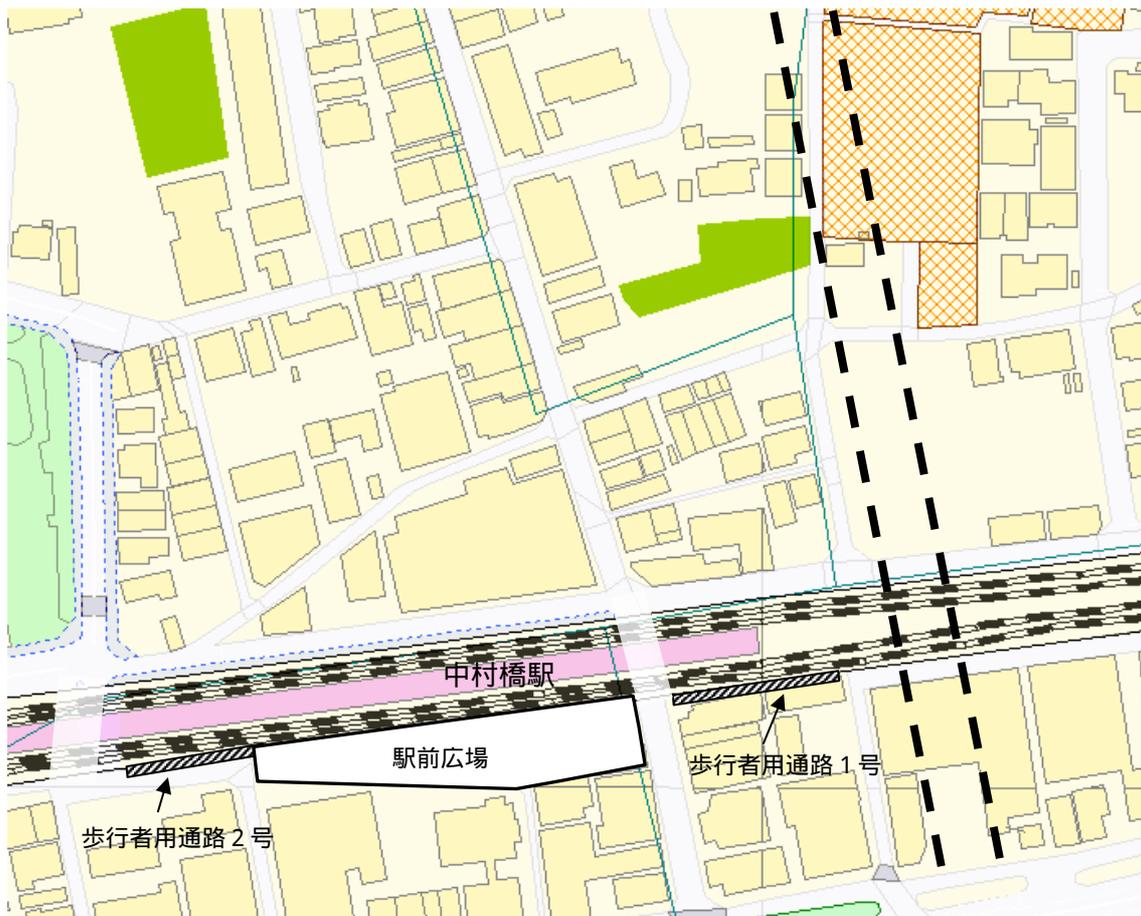
延 長 : 約 3 2 m、幅 員 : 2 . 5 m (歩行者用通路 2 号)

事業の内容

事業の内容	事業量	事業予定期間	
		着手	終了
歩行者用通路 1 号	約 4 8 m		
歩行者用通路 2 号	約 3 2 m	平成 1 8 年度	平成 1 8 年度

中村橋駅南口地区地区計画のなかで整備する。

事業計画図



．交通安全特定事業計画について

1．交通安全特定事業計画とは

交通バリアフリー法第11条では、公安委員会が基本構想に即した交通安全特定事業計画を作成するものとしており、東京都公安委員会は、交通安全特定事業計画を平成17年12月に策定した。

2．交通安全特定事業計画の策定内容

平成17年12月に東京都公安委員会は、基本構想に即して重点整備地区における交通安全特定事業計画を次のようにまとめた。

(1) 道路区間ごとの交通安全特定事業計画

練馬一般区道11-206(14ページ参照)275号線(15ページ参照)において、道路を横断する歩行者の保護のために、一時停止規制を新設する。(実施予定期間：平成18年～19年度)

都道第439号線(千川通り)において、視覚障害者のための音響機能の整備や歩行者のために青信号の時間を確保するなど、信号機の改良を行う。(実施予定期間：平成19年～21年度)

主要地方道第8号線(目白通り)において、視覚障害者のための音響機能の整備や歩行者のために青信号の時間を確保するなど、信号機の改良を行う。(実施予定期間：平成19年～21年度)

(2) すべての特定経路に共通して行う交通安全特定事業計画

実施内容

道路標識および道路標示の設置に関する事業

ア．道路標識については、更なる視認性の向上を図るため、超高輝度化等を実施する。(道路標識の高輝度化については既に対応済み)

イ．道路標示については、適切な補修・高輝度化を実施する。

注：一般的に高輝度化とは、視認性を高めるために光を反射する材料を標識板の塗料や表面フィルム、道路標示材に混ぜることなどによって実現される。超高輝度化は、例えば、細かい三面体のガラスプリズムなどを材料に用いることにより、高輝度化した物の3倍程度の輝度を実現するものである。

違法駐車行為の防止のための事業

ア．横断歩道上やバス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導・取締りを実施する。

イ．区の放置自転車撤去と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導・取締りを実施する。

ウ．区と連携した違法駐車行為の防止についての広報啓発活動を実施する。

実施予定時期

継続的に実施することとする。

(3) その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

関係機関との連携の強化

練馬区中村橋駅周辺バリアフリー事業化検討推進協議会において、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の点検を行う。

周辺の交通規制等との整合性の確保

交通規制の実施に当たっては、周辺の交通規制等について、交通流の整序化等が図られるよう、周辺道路へ与える影響を常に調査し、必要な見直しを実施する。

違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車取締り等に加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して、重点的かつ計画的に実施する。

その他

中村橋駅周辺の交通規制対策については、基本構想および地域交通対策検討部会の検討結果に基づき、都市計画道路（補助第133号線）の供用に合わせた一体的な対策の推進を図っていく。

なお、交通安全特定事業計画の詳しい内容は、警視庁のホームページをご覧ください。

警視庁ホームページのアドレスは下記のとおりです。

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/barrier/barrier01.htm>

・公共交通特定事業計画について

中村橋駅にアクセスするための主な公共交通機関にバスがあるが、都市計画道路の補助第133号線の整備にともない、現行の中村橋バス停の位置を変更する必要性が生じている。今後、バスルートの変更も視野に入れながら、バス事業者、関係行政機関、地区住民等と協議を行い、バス停の変更を公共交通特定事業計画としてまとめていく予定である。

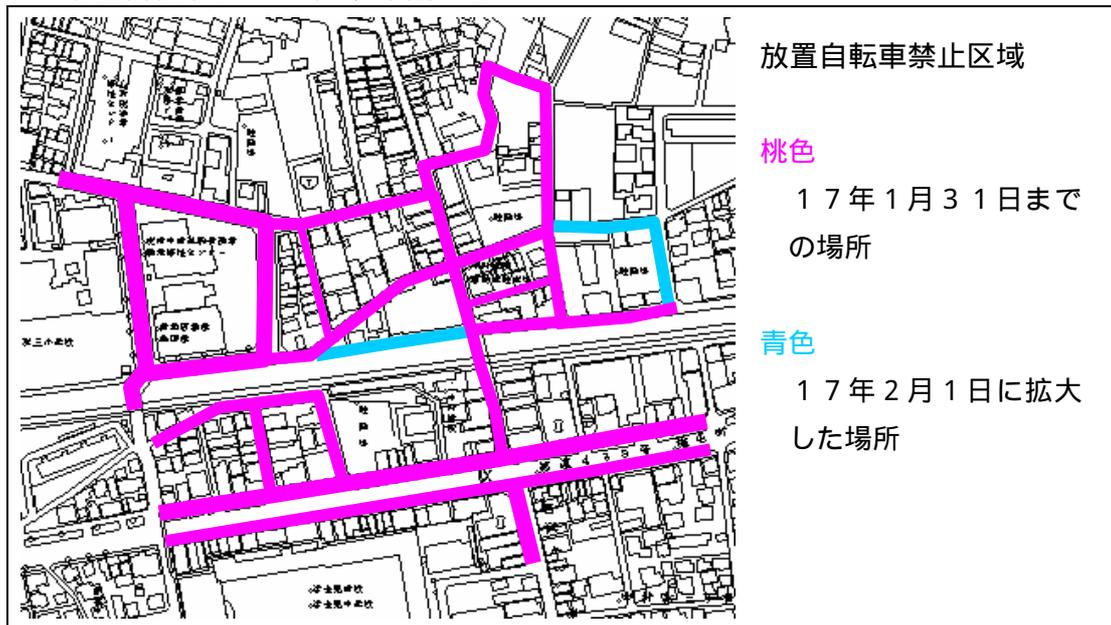
・その他練馬区が実施する関連事業（駅周辺の放置自転車対策）について

(1) 放置自転車の撤去と放置自転車禁止区域の拡大

中村橋駅周辺はバリアフリーのモデル地区でもあることから、毎週撤去作業を行うなど集中的な放置自転車の撤去を実施する。また、地元の商店会が行う放置自転車対策の取組みを支援する。

平成16年度には放置自転車禁止区域を拡大したが、現在事業中の補助第133号線や駅前広場が整備され、供用が開始された時点で、放置自転車禁止区域の見直しを検討する。

放置自転車禁止区域は、下図の通り



(2) 撤去自転車の保管期間の短縮と保管料の改定

自転車を放置することを抑止するため、平成17年度に保管期間の短縮を行うとともに、適正な保管料の徴収のために保管料の改定を行った。

- ・ 保管期間を2ヶ月から1ヶ月に短縮
- ・ 保管料を原動機付自転車について3,500円から7,000円に、自転車について2,500円から4,000円に改定

(3) 自転車誘導員の配置

平成16年度から自転車誘導員を増員配置することによって、自転車の放置を未然に防ぐ取組みをしている。

(4) 放置自転車クリーンキャンペーン

自転車利用者の意識の向上を目指して、平成16年度から放置自転車クリーンキャンペーンを行っている。

(5) 今後の取組みについて

放置自転車対策は恒常的な取組みが必要である。そのため基本構想が定める目標年次の平成22年度以降も地元商店会や町会、東京都公安委員会などの関係機関と協力しながら、上記事業の継続を予定している。

参 考

・地域で話しあった一方通行化の案

練馬区中村橋駅周辺交通バリアフリー基本構想の重点テーマの一つとして、地域の交通対策があげられている。このため地域交通対策を考える検討部会と懇談会をもうけて一方通行化案をまとめた。

(1) 検討組織

交通対策検討懇談会

商店会、町会・自治会、PTA、保育園保母の会、高齢者団体、障害者団体、公募区民、中村橋南口・北口懇談会

交通対策検討部会

練馬警察署、東京都第四建設事務所、西武鉄道(株)、区の関係各課

事業化検討推進協議会

交通事業者(西武鉄道(株)、西武バス(株)、関東バス(株)、東京都交通局)、交通管理者(練馬警察署)、道路管理者(東京都第四建設事務所、区土木部)、官公庁(国土交通省関東運輸局、東京都都市整備局)、懇談会代表、区保健福祉部、区都市整備部

庁内組織

庁内の関係各課

(2) 検討経過

交通対策検討部会

- ・第1回 平成16年8月11日に実施し、交通規制・信号機設置などを検討した。
- ・第2回 平成16年10月19日に実施し、一方通行化案の提案をした。

交通対策検討懇談会

- ・第1回 平成16年8月19日に実施し、一方通行化案について検討した。
- ・第2回 平成16年10月22日に実施し、前回に続き一方通行化案を検討した。

庁内組織

第1回(3月18日)から、10月29日までに6回実施し、地区内の交通処理体系を検討した。

事業化検討推進協議会

第1回事業化検討推進協議会で一方通行化案が了承された。

その他

平成16年10月13日に、中村橋まちづくり協議会(南口懇談会)において、一方通行化案の説明を行った。

(3) 一方通行化案の沿道住民等への説明

平成16年11月17・18日

- ・沿道住民、沿道地権者などへの個別説明を実施

平成16年11月24日

- ・沿道住民、沿道地権者などへ意向の確認および沿道住民、沿道地権者対象の説明会案内チラシの配布

平成16年12月2日

- ・沿道住民、沿道地権者への説明会を実施

平成16年12月9日

- ・地域住民へ説明会案内チラシを配布

平成16年12月20日

- ・地域住民への説明会を実施

平成16年12月24日

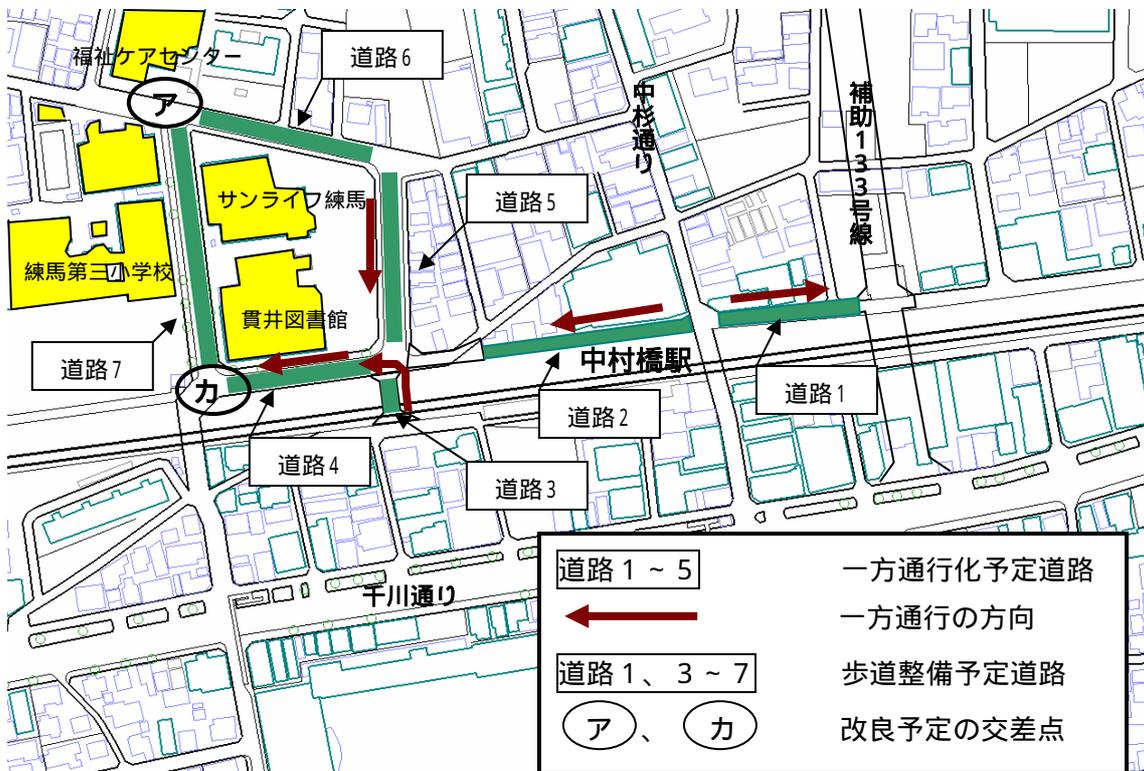
- ・沿道住民、沿道地権者への一方通行化案の合意のお知らせ

平成17年4月14日

- ・区議会に報告

．個別道路の一方通行化について

個別路線について、下記の図のとおり一方通行化案をまとめた。



区としては、基本構想の重点地区の交通対策の取組みとして、地区の合意の成った一方通行化による車両の交通規制とともに、公共施設が集中している場所での音声式信号機の設置を公安委員会に求めている（上図の ア、カ の交差点）。